

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷三十二第

行發日一月九年五十正大

## 論叢

消費税に於ける砂糖税の地位教授 法學博士 神戸 正雄  
 徳川幕府の財政について教授 經濟學博士 本庄 榮治郎  
 酒税の轉嫁を論ず助教授 法學士 汐見 三郎

## 時論

英國炭坑國有問題教授 法學博士 河田 嗣郎  
 輸出信用保險制度創定の提案教授 經濟學博士 小島 昌太郎

## 說苑

農奴解放後於ける露西亞の土地問題經濟學士 吉川 秀造

## 雜錄

英吉利の商工立國政策助教授 經濟學士 八木 芳之助  
 造船船工場に於ける公傷率彦根高等商業學校 教授 經濟學士 岡崎 文規  
 獨逸の勞働者銀行教授 經濟學士 楠見 一正  
 失業と物價の變動經濟學士 菊田 太郎

## 法令

林業共同施設獎勵規則・自作農創設維持補助規則・乳肉卵共同處理獎勵規則

（禁轉載）

## 獨逸の勞働者銀行

楠見 一 正

Dr. Alfred Böttcher<sup>1)</sup> は「獨逸の勞働者銀行について有益なる研究を試みてゐる。『合衆國に於ける勞働銀行』に關しては、已に本誌第二十二卷第三號に松岡學士が紹介してゐられる。勞働者銀行なるものが果して如何なる將來を有するかは全く未知に屬してゐるが、かくとも此が金融論と社會政策論とに共通せる主要研究題目の一たる事は疑の無き所である。これ、私が Böttcher の「獨逸の勞働者銀行」を紹介し、以て松岡學士の「合衆國に於ける勞働銀行」と比較研究せんと企てた所以である。

獨逸の勞働者銀行の發達を述ぶるに當り先づ此が先驅者として、勞働者の貯蓄金庫と官吏銀行との二つを挙げねばならぬ。

勞働者の貯蓄金庫は十九世紀の中葉頃から發したものであるが、其の中で勞働者自身に依つて設立せられ且管理せられたものとしては、郵便鐵道從業員の貯蓄及死亡金庫と獨逸職工長

1) Dr. A. Böttcher; Die deutschen Arbeiterbanken (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik Mai 1926 S. 339-359)

組合とが其の有名なるものである。此の勞働者の金融機關は法律上大體無登記組合の形式を採り、其の範圍は大工場、遞信管理局、鐵道管理局、及び各種の職業を單位としたものである。貯蓄金庫の目的とする所は組合員に常に貯蓄の便宜を與へ、以て一家の不幸其の他の急場の際し、これを容易に切り抜けしむるにある。此の金庫の資本は零碎なる週給又は月俸から集められたるものであるが、預金が規則正しく入つて來る點に其の長所がある。

更に金庫の事務は凡て無報酬で行はれる事になつてゐるから經常費を少額で濟まし得る事も其の強味である。金庫は其の集めた金を安全なる證券、確實なる銀行或は其の企業家の經營に投資するのであるが、何と言つても其の主要事務は貯蓄に存してゐる。勿論組合員の病氣療養、休暇旅行等の消費的信用の爲めに、或は組合員の家屋建築等の生産的信用の爲めに貸出しせられる事もあるが、之は寧ろ例外的の場合である。

貯蓄事務を主要目的とする貯蓄金庫より一歩進んで組合員に信用を許す銀行が成立するに至つたのは比較的後の事である。此の場合に採用せられたのは有限責任の組合形式であつた。今日大都市の殆んど凡てに設立せられてゐる信用組合なるものは其の代表的のものである。勿論之等の信用組合に於ても授信事務たる貯蓄事務が尙最も重大なる位置を占めてゐるのであるが、授信事務たる信用事務が非常に擴張せられて來た事も認めねばならぬ。此の實例として官吏銀行 (Die Beamtentbank e. G. m. b. H.) についで述べて見やう。

農民信用組合員の土地、及び手工業者信用組合員の仕事場に當るものは、官吏にあつては其の確定俸給である。即ち官吏銀行は官吏の將來の俸給支拂を豫想し、安んじて其の預金を利用し得る事が出來たのである。これ官吏のみに信用機關が設けられ、かの確定收入を有せざる勞働者に此の種の機關が全く發達し得ざりし所以である。

一體銀行なるものは、消費的信用に關與しない事を原則としてゐる。故に官吏階級が金錢需の生じた時に自分一人で貯蓄した以上を利用せんとすると、勢ひ官吏信用組合に加入せざるを得なくなるのである。官吏銀行の授信業務は法令の定むる所に依り、組合員のみに限られ、組合員以外に貸出す事は禁止せられてゐる。同様に授信業務も亦専ら組合員の範圍に止つてゐる。蓋し組合員以外の人は其の金を預けるのに寧ろ基礎確實なる普通銀行又は都市の貯蓄金庫を選んだからである。官吏銀行の執務は無報酬で行はれるから、有給事務員が執務してゐる普通銀行に比すれば經營費が少くて濟み、従つて授信利子は低く又授信利子は高くする事が出来るのである。組合員の保證責任額は約百ライヒスマルクである。官吏銀行の多くは貯蓄組合から發達したものであるが、イカサマ銀行が高利をとり、又は普通銀行及び貯蓄金庫が官吏に信用を與へなかつた事が其の發生の原因をなした事もある。

獨逸官吏團體の組織した官吏銀行は——一九二五年末には五〇を算したが——また聯合して獨逸官吏中央銀行 (Die Deutschen Beamtenverbandbank A.-G., Berlin) を設立した。一九二四年末の實蹟によると、其の株式資本は六十萬ライヒスマルク、拂込資本は $\frac{1}{4}$ の十五ライヒスマルクであつた。此の官吏中央銀行は各組合内部の金融調節を計り、更に一般金融市場との聯絡を計る任務を有してゐる。株式會社の形式を採つてゐる他の有名な官吏銀行、帝國聯合銀行 (Die Reichsbundbank A.-B., Berlin) は上流官吏の機關銀行であつて、一九二四年十二月三十一日には百六十萬ライヒスマルクの預金を有してゐた。

各官吏銀行は貯蓄及び貸付業務の外に、當座勘定取引を開き尙或者は商品取引の金融迄取扱つてゐる。組合員は其の俸給を官吏銀行の勘定に繰入れ、需要に際して彼の勘定から引き出し、租税、石炭、瓦斯、電氣、家賃等の支拂を銀行に依つて清算せしめてゐる。銀行の方では預金を利用し其の組合員の爲めに石炭、被服生

活資料其他の購入を仲介し、且其の金融の道を講じてるのである。例へば、Die Bank für Deutsche Beamte e. G. m. b. H., Berlin は、ブルソンの獨逸官吏被服會社と連絡をとり、組合員が會社より被服を購入する場合には5%の割引をなさせしめ、尙其の上に支拂方法を寛大にせしめてゐる。然し官吏銀行の最も重要な任務は住宅建築の金融である。一方には住宅難、他方には公の信用は一般に官吏をして組合加入を切實に感せしめたものである。

官吏銀行が大なる功績を齎したものである、勞働者階級でも非常に廣大な計畫を立てるに至つたのである。以下項を新にして勞働者銀行の發達を述べやう。

## 二

勞働者銀行發生の原因は種々の方面に求める事が出来るが勞働者自身の自覺が其の最も大なるものである、即ち普通銀行及び貯蓄銀行の預金の大部分が實は賃勞働者、俸給勞働者階級の懷から出てゐる事を勞働者が意識したのであ

る。由來勞働者の貯金なるものは各種の企業家、工業家、商人地主等に貸出され、云はゞ勞働者、借家人、消費者等の貯蓄階級を經濟上壓迫する人々が之を利用してゐたのである、即ち貯金者たる彼等は其の貯蓄資本の利用に就いては殆んど處分權を持つてゐないのである。かくて勞働者の貯金の利用方法が勞働者自身の利益を害せざるを得ない實狀である。勞働者が彼等の貯金に關する處分權を其の手に收めんと努力し、其の最良方法として勞働者銀行を設立せんと企てたのは當然の事である。其の上、勞働者銀行の設立を促進せしめた、もう一つの原因がある。勞働者階級は既に永く消費組合、建築組合等自分自身の事業を行つてゐたが、組合の財政力には制限があり且積立金の増加も極めて緩慢であつたから、此等組合組織の企業は發展の餘地が少なかつたのである。さりとて普通銀行は政治上の原因から此の勞働者經營に必要な信用を與へず、否寧ろ雇傭者に氣兼ねして勞働者の事業にポイコットの態度を採つたのである。

仍て消費組合、建築組合等は勞働者銀行の出現によつて事業擴張に必要な資本の貸與を受けんとするに至つたのである。

勞働者銀行の計畫は戰前には多く失敗に歸した。一九一二年獨逸銀行の役員が懲戒處分に附せられ、勞働組合の中央委員會が獨逸銀行から其の預金三千萬マルクを引き出すに及び、勞働銀行の設立に關する意見が大いに闘はされるに至つた。然し結局勞働組合銀行の設立には至らず、其の引き出した金は再び之を他の普通銀行に預け入れる事になつたのである。

其後戰後に至り、アメリカ合衆國に於て勞働者銀行設立の試みが豫想外の大成功を収めたので、再び獨逸に於ても勞働者銀行の問題が激しく論せられる様になつて來た。一九一八年十一月の革命に依つて勞働組合運動は大いに勢力を増し、且つ勞働者階級及び官吏階級は政治的勢力を加へたので、勞働者階級が自分自身の銀行設立を要求する念を愈々高めたのである。更に通貨膨脹が勞働者銀行問題に刺戟を與へた事も

忘れてはならない。當時勞働組合は其の基金を大銀行に預金として預けてゐたので、貨幣價值下落に脅かされざるを得なかつた。若し此の際勞働者銀行が設立せられてゐたならば、勞働組合の基金に價值安定の方策を講じ得られた事であらうと思ふ。かくて今や勞働者銀行設立は全く時間の問題であつた。かくして勞働者階級は永らく希望してゐた計畫を實行すべき機會を捕へたのである。

從來獨逸に設立せられた勞働者銀行の中、次の二つが重要なものである。即ち勞働者銀行 (Die Bank der Arbeiter, Angestellten und Beamten A.-G., Berlin) と獨逸庶民銀行 (Die Deutsche Volksbank A.-G., in Essen) とが之である。前者即ち勞働者銀行は一九二四年五月三十一日に成立せられ、其の母體たる Die Deutschen Kapitalverwertungs-Gesellschaft m. b. H. は一年前に普通の企業會社の形式で生れたものであつた。此の銀行の創立者は Der Allgemeiner Deutschen Gewerkschaftsbund, Der Allgemein-

2) 原文は Arbeiter, Angestellte Beamte と區別してゐるが廣義の勞働者に包含して置いた。向河田博士; 勞働組合と月給取階級 (本誌第二十二卷第三號) 參照

eine Deutschen Beamtenbund 並に Der All-gemeine freie Angestelltenbund の三聯盟に加入してゐた勞働組合である。株主は此等の創立勞働組合である。(記名)株式の譲渡は勞働者、月給取、並びに官吏の利益を護る法人に就いてのみ許され、且重役會議の同意を必要としてゐる。株式資本は設立當時七十五萬マルクであつたが、其後新加入があつて四百萬ライヒスマルクに増加した。

貸借對照表 (一九二四年十二月三十一日)

資産之部	單位千RM.	負債之部	單位千RM.
現金其他	一五	株式資本	七五
手形	三三	債權者勘定	九四
對他銀行勘定殘金	七	純益	二
債務者勘定	四		
所有有價證券	三		
計	100	計	100

此の勞働者銀行の預金は現今尙大部分は勞働組合の基金であるが、銀行は一九二五年九月に

雜錄 獨逸の勞働者銀行

ハンブルグに最初の支店を設け、以來本來の貯金吸收に必要な機關の擴張を計り、勞働組合に加入せざる勞働者から小資本を吸收する爲めに、凡ゆる近代的方法を講じてゐる。銀行の受信者として特に擧ぐべきは消費組合、公共建築組合、政黨印刷業組合等である。

第二のエッセンの獨逸庶民銀行は Die Vereinsbank für deutsche Arbeit の後身であつて、其の最初の事務所を開いたのは一九二二年一月一日であつた。創立者としては獨逸勞働組合聯盟 (Die Deutschen Gewerkschaftsbünde) に加入してゐる Christlich-Nationalen Arbeiter, Angestellten und Beamtenverbände 及び其の類似の團體を數へる事が出来る。株式の譲渡が重役會議の同意を得て始めて行ひ得る事は、前銀行と同様である。頭取には普魯西の前大統領 Adam Siegelwald 氏が擧げられ、其の他七人の重役會議員は何れも勞働組合の首領である。

一九二五年十一月には獨逸庶民銀行は Berlin, Hamburg, Münster i. W., Duisburg, Düsseldorf,

3) 純益は 229,000 Reichsmark,

及び Saarbrücken の六支店を有し、帝國の各所に約三百の貯金受取所を設けてゐた。一九二五年十月の新聞に依れば、一九二五年の營業狀態殊に貯金方面は極めて満足すべき經過をこつたと傳へられてゐる。

以上の二つの勞働者銀行の外に獨逸經濟銀行 (Die Deutsche Wirtschaftsbank A.—G.) を數くねばならぬ。此の銀行は Der Gewerkschaftsbund der Angestellten (G. J. A.) in Berlin-Zehlendorf を母體として一九二三年七月三十一日に設立せられたものであるが、上記の二銀行にはとても比較にならないものである。

尙バイエルン鐵道従業員組合の銀行部 (Die Bankabteilung des Bayerischen Eisenbahner-Verbandes A.—G, München) は一九二四年六月一日には株式資本八萬貳千ライヒスマルクを有してゐた。此の銀行部が鋸工場及び建築組合の設立に關與し、建築組合をして土砂、煉瓦、木材等を廉賣せしめてゐる事は注目し得る。最後にミュンヘン所在の勞働者銀行としては尙官吏貯

蓄銀行 (Die Beamtesparkasse A.—G.) を擧げる事が出来る。此の銀行は一八八一年設立の Der Bayerische Verkehrsbeamten Verein の貯蓄金庫の後身であるが、林式資金は僅かに一萬一千ライヒスマルクに過ぎない。<sup>4)</sup>

### 三

以上、獨逸の勞働者銀行の各々について、その發達の大要を述べたが、茲には勞働者銀行の目的、勞働者銀行と勞働組合との關係、勞働者銀行の經營方法、勞働者銀行の政策等に就いて包括的考察を試みて見やう。

抑も、勞働者銀行の目的は、勞働者の零碎なる資本を集めて是を適當なる事業に投資し、以て勞働者それ自身の利益を進むるにある。然も、若し勞働者自身の經營する事業が、其の投資の全部を充分に消化し得ざる際には、勞働者の利益を害しないと云ふ保證の下に、他の公共的事業又は個人的事業に其の殘餘資本を貸與せねばならぬ。

勞働者銀行と勞働組合とは密接な關係を有し

4) 以前 88000 RM. の株式資金を有してゐたが監督部員の横領及び無分別な授信行為とによつて 77000 RM. の損失を蒙り其株式資本を 1100. RM. に下げたのである。

5) 松岡學士；合衆國に於ける勞働銀行に就いて (本誌第二十二卷第三號)



てゐて、前者は殆んど後者に依つて支持せられ

てゐるのである。即ち勞働組合は勞働者銀行の株式を所有し、重役會議を組織し、其の基金を以て銀行に財政的基礎を與へてゐる、逆に勞働組合は勞働者銀行より株式配當の形及びそれ以外の形式によつて、純益の配當を受けてゐるのである。勞働者銀行が勞働組合と密接なる關係を維持する事によつて得る所の利益として特に擧ぐべきは、貯金事務に勞働組合の組織を利用する事である。蓋し、勞働組合の賃銀支拂所は直ちに勞働者銀行の貯金受取所となり、勞働組合の役員が副業として勞働者銀行の代理者となるからである。更に又勞働組合と其の勞働者銀行とは、相携へて新聞を利用するの便宜を有してゐる。かくて勞働者銀行は貯金吸收の爲めに、凡ゆる新しい手段を講じてゐる。貯金箱の外に貯金カードと貯金マルクとを發行し、遂には自動貯金機械を勞働組合事務所、其の他の場所を設置する迄に及んでゐる。全國の勞働者が漸次勞働者銀行の支店及び代理店の網に引き込

まるゝに至るのは當然の結論である。

凡て、銀行の經營には確實性と處分性との二つが重大要素であるが、勞働者銀行の經營方法について之を考へて見やう。勞働者銀行は、商品の所有、商品の請求權、有價證券、土地の所有の如き、銀行に缺ぐべからざる信用基礎を有してゐないのが常である。勿論、將來の俸給支拂の如きは豫期し得べき信用の基礎と考へられないでもないが、手形や有價證券とは違つて、是を前以て割引するとか、抵當に入れるとかする事は不可能である。蓋し勞働者及び官吏が信用を利用するのは其の勞賃や俸給ではやつて行けない時の非常信用の場合であつて、云はゞ消費的信用に屬するのである。従つて勞働者及び官吏が銀行から信用を受けると、直ちに其の消費を増して、浪費の惡癖に陥るから、結局其の生活の程度を切り下げて漸く銀行の信用を辨濟し得ると云ふのが普通見る所である。故に勞働者銀行は、官吏銀行とは反對に、消費的信用は極力之を斥け、生産的信用のみを與へ、以て確

實性を維持せんと努めてゐるのである。併し乍ら勞働者銀行は確實にして且つ處分し易き資本を得る事が困難である。其の理由の第一は危險分散の可能性に乏しい事である。即ち勞働者の經營する事業には生産的事业は比較的少く、勞働者銀行の取引先は狭い範圍に限られてゐるので、信用需要と信用供給とを時間的、場所的、職業的に適合せしむる事は困難である。第二に授信業務に就いても同様の事情が伴ふ。例へば官吏に就いて言へば、俸給の額が全國一樣に定められてゐるので、或時は凡ての官吏が經濟上好都合であり、又或時は凡ての官吏が經濟上苦しく、信用需要の自然的調節が其の間に存し得ないのである。又月取や勞働者に於ては、同盟罷業が突如として起る事によつて、其の金銭的需要が脅かされるのである。かくて勞働組合の巨額の基金及び小額の貯金が勞働者銀行に取付けられ、結局勞働者銀行の支出と収入とは適合しなくなるのである。故に勞働者銀行は他の

従つて其の資本の一部分を資本家銀行其の他へ預けて置かねばならぬのである。要するに勞働者銀行は其の金銭需要に際し、確實にして且つ圓滑なる事を期するが爲めに、對他銀行勘定、手形、有價證券等處分性の大きなものを多く所有してゐなければならぬ。

銀行と顧客とが嚴密に分離してゐない場合によく起る事であるが、勞働者銀行に於ても業務取引が餘りに親しく行はれると、其の結果受信者を過信して、爲めに一般の信用を失ふに至るといふ危險が起り易いのである。監督不行届の結果、此の種の銀行が大損失を蒙り或は破産に陥つた事は己に見受ける所である。然し此の問題は要するに人の問題である。勞働者銀行の指導者は一方には、勞働者の利益を代表すると共に、又他方には資本家として利益を擧げ、以て銀行を立ち行かすめねばならぬ。故に勞働者銀行の指導者は云はゞ「社會主義的資本家」でなければならぬ。

最後に勞働者銀行の政策を述べやう。勞働者

銀行に依つて同盟罷業、同盟解雇の際の金融的補助を得んとする考は、今日尙勞働者階級に行はれてゐるが、此は勞働者銀行の指導者や専門家が極力反對する所のものである。蓋し、經濟戰に於て貯金を消失してしまふといふこと程、勞働者銀行の信用を毀損する事はないからである。政治運動に對する信用は最も危險な消費的信用である。故に勞働者銀行は直接に同盟罷業に加らないで、勞働者の利益を計る資本家——勞働力の購買者としてではなく、單に商品の販賣者としての資本家に——確實に資金を貸與し、之に依つて同盟罷業を援助したと同一の結果を收めるのである。此の例は合衆國に於て見られる所である。<sup>6)</sup>

獨逸は勞働者銀行運動に就いては疑ひもなくアメリカ合衆國に先鞭をつけられてゐる。米國に於ては一九一九年のシカゴの勞働組合會議に於て、全國に勞働組合銀行の基礎が立てられ、一九二〇年に最初の銀行 The Mount Vernon

Savings Bank of Washington が設立せられた。其の他の國に於ては勞働者銀行運動は日尙淺く、且消費組合から起つたものであるから反資本家的傾向が薄いのである。

從來貯蓄資本を支配してゐた金融業者が新競争者たる勞働者銀行の出現を好まないのは自明の事である。更に小賣商人は勞働者銀行の補助する消費組合の競争を恐れ、手工業者は勞働者銀行が建築組合其他の生産事業に干與する事を好まないのである。然し、勞働者銀行の出現は經濟戰を輕減せしむるの手段として許すべきである、と云ふ事は、何人も一致する所である。若し勞働者自身が「資本家」になれば、銀行の株主たる、消費組合、建築組合、其の他の事業の組合員たるを問はず、其の「資本家」になつたと云ふ事實が階級闘争を輕減し、社會的調和を計るに役立つのは疑ふべからざる所である。アメリカ合衆國に於ては、種々の大銀行が勞働者銀行と提携して進んでゐるのであつて、The Empire Trust Company は其の適例である。

6) 木村秀太郎氏著、勞働組合と勞働銀行、193頁以下参照

7) 木村氏前掲 98頁以下 松岡學士前掲論文参照